

小牧岩倉衛生組合訓令第1号

小牧岩倉衛生組合職員服務規程（昭和52年小牧岩倉衛生組合規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

小牧岩倉衛生組合  
管理者 小牧市長 山下 史守朗

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により休日又は勤務時間外に勤務を命ぜられた職員は、当該命令による勤務をした（週休日の振替等又は代休日の指定を行う場合を除く。）後、速やかに、時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令簿（様式第3）に所定の事項を記載し、又は時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成して、所属長の確認を受けなければならない。

第11条第2項中「（「処理簿」という。）」の次に「又は処理簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を加え、同条第3項中「処理簿に記入し」の次に「、又は処理簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し」を加える。

第13条第1項中「様式第4）」の次に「又は旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下「旅行命令簿等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅費の支給がないことが明らかな場合は、旅行命令簿等への記載又は記録を省略することができる。

第13条第3項中「復命書（様式第5）」を「復命事項その他の必要事項を記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第18条中「1箇月前」を「1月前」に、「様式第6」を「様式第5」

に改める。

様式第 4 を次のように改める。

様式第4（第13条関係）

旅行命令簿									
所属名			職名			氏名			
発令月日	承認	旅行期間	用務 (用務先)	出発地	帰着地	宿泊 要否	旅行 方法	概算払・精算払	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5 を削り、様式第 6 を様式第 5 とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。